

常任委員会の審査

本会議から付託された議案、請願・陳情等の審査の主な内容は次のとおりです。

総務企画

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、参議院議員選挙等の投票・開票にかかわる報酬改定です。一律100円引き下げた根拠や開票事務に当たる職員の代休・手当などの質疑がありました。引き下げの根拠としては、物価や全国的賃金を基に国が決定したこと。また、選挙事務にはほとんどの職員がかかわっているため、代休では職務に影響が出ることから、割増賃金で対応していく考えであり、時間外手当として2650万円予定していることなどの説明がありました。

都市計画税条例の一部を改正する条例では、郵政公社の民営化により、今まで納付金として国が一括して市に納付していた郵便局の固定資産税などは、平成20年度からは半減しますが、民営化された法人が払うことになるなどの説明がありました。

市民経済

委員会に付託された2議案とも全会一致で可決されました。

議案審査に先立ち、北橘町上箱田地内の林道虎持線で発生した事故の現地調査を行いました。

建設水道

国民健康保険税条例の一部を改正する条例では、農家など固定資産はあるが、現金収入のない世帯では、3万円の引き上げは大変ではないかとの質疑がなされ、賛成多数で可決されました。

国民健康保険税条例の一部を改正する条例では、農家など固定資産はあるが、現金収入のない世帯では、3万円の引き上げは大変ではないかとの質疑がなされ、賛成多数で可決されました。

教育福祉

委員会に付託された「義務教育費国庫負担制度の維



新設された新町せせらぎ公園

持と教育予算の拡充を求め、意見書の採択に関する「願書」は、義務教育費国庫負担金の負担割合の縮小、地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、教育条件の地域間格差が拡がりつつあることや、教育は未来への先行投資であり、子供たちが等しく良質な教育を受けるために、教育予算を国全体として確保・充実させる必要があることなどから、国の関係機関へ意見書を提出するよう要請されたもので、全会一致で採択となり、意見書案を本会議に提出することになりました。



総合学習の田植え体験

予算特別委員会

平成19年度の補正予算2議案を審査するため、予算特別委員会を設置しました。6月26日に審査が行われ、いずれも原案のとおり可決されました。主な内容は次のとおりです。

臨時会のあらまし

平成19年第2回臨時会が、4月20日に開催されました。控訴の提起1議案と専決処分報告と承認2議案が審議され、いずれも原案のとおり可決・承認されました。

平成19年 第2回臨時会

歳入関係

質疑 今年度は繰越金のうち15億円を財政調整基金へ積み立てるが、標準財政規模のどのくらいをめどに考えているのか。

答弁 標準財政規模の1割程度で、来年度は30億円程度を予定しています。

民生費

質疑 社会福祉協議会への還付金は、北橋総合支所の旧議場を改修しなくなったためだということだが、その経過は。

答弁 合併前に当時の北橋村社会福祉協議会から受けた寄付で、現在、総合支所の事務所等の一部を使うことで社会福祉協議会の活動が確保され、寄付の理由がなくなったことにより還付するものです。

衛生費

質疑 最終処分場地元対策事業は、小野上処分場の再々再延長にかかわる周辺整備交付金か。また、小野上処分場の残容量はどのくらいで、あと何年くらい使えるのか。

答弁 延長の承諾に伴う地元からの要望をまとめたものです。処分場の現在の状況は残容量11%で、あと5年くらいは対応できます。

農林水産業費

質疑 林業費関係の事業で工事請負費が2つあるが、この入札方法は。

答弁 指名競争入札で行いたいと考えています。

消防費

質疑 地域安心安全ステーション整備モデル事業とは。

答弁 (財)自治総合センター

教育費

質疑 授業改善推進事業とは、どのようなものか。また、学力向上はどのようにしていくのか。

答弁 県の委託事業で、教師の指導力の向上を中心に県の方針に基づき実施するものです。学力向上の取り組みについては、学力検査による結果を詳細に分析し、十分に研究協議をしながら進めていきたいと考えています。

質疑 重要文化財の修復について、市の補助要綱では補助率2分の1となっているが、これを変える考えはないか。

答弁 補助としては2分の1以内ですが、それぞれの修復内容を協議して計算しています。

控訴の提起

平成19年4月10日に東京地方裁判所から言い渡されたNECリース(株)訴訟(売買代金請求事件)の判決に不服があるため控訴を提起するもので、今までの訴訟代理人の弁護士を変更する考えはあるか等の質疑があり、全員一致で可決されました。

委員会審査では、弁護士をもう一度検討し、勝てるいとの要望や質疑があり、今後は洪川市の顧問弁護士を中心に民事訴訟を得意とする弁護士をお願いし、場合によっては弁護士団での対応も考えていると答弁がされました。また、第1審の訴訟費用や控訴した後の予定、流れなどの質疑もあり、全会一致で可決されました。

り、全会一致で可決されました。

専決処分の報告と承認

税条例と都市計画条例の一部改正を専決処分したもので、いずれも地方税法等の一部改正に伴う改正で、全員一致で承認されました。委員会審査では、高齢者等居住改修住宅等の減税を受けられる対象者や減税措置の内容等について質疑がありました。

